○標準貨物自動車運送約款（平成二年運輸省告示第第五百七十五号）

最終改正　令和六年　国土交通省告示第第二百十号

目次

第一章　総則
第二章　運送の申込（第一条・第二条）
第三章　運送義務等
第一節　運送の引受（第三条・第五条）
第二節　運送の申込みの引受け（第六条～第十七条）
第三節　運賃付け（第十八条）
第四節　貨物の受取及び引渡し（第十九条～第二十六条）
第五節　指図（第二十七条・第二十八条）
第六節　事故（第二十九条～第三十一条）
第七節　運賃、料金等（第三十二条～第三十八条）
第八節　責任（第三十九条～第五十五条）
第九節　運送賠償（第五十六条～第六十四条）
第三章　積込又は取卸し等（第六十一条～第六十四条）

第一章　総則

（事業の種類）

第一条　当店は、一般貨物自動車運送事業を行います。

2　当店は、前項の事業に附帯する事業を行います。

3　当店は、特別区域合者に限定する運送を行います。

4　当店は、貨物自動車利用運送を行います。

（適用範囲）

第二条　当店の営業する一般貨物自動車運送事業に関する運送契約は、この運送約款の定めるところによります。

2　当店は、前項の規定にかかわらず、法令に反しない範囲で、特別の取扱いをすることがあります。

第二章　運送義務等

第一節　通則

（定型引用語）

第三条　当店は、受付日時を定め、店頭に掲示、又は当店のウェブサイトに掲載します。

2　前項の受付日時を変更する場合には、あらかじめ店頭に掲示、又は当店のウェブサイトに掲載します。

（運送の種類）

第四条　当店は、運送の申込みを受けた順序により、貨物の運送を行います。ただし、緊急又は変質しやすい貨物その他正当な事由がある場合は、この限りではありません。

（運賃期間）

第五条　当店の貨物の引渡期間は、次の日数を合算した期間とします。

一　発送通知期間　貨物を受け取った日を含む二日

二　輸送期間　運賃及び料金の計算の基礎となる輸送距離百七十キロメートルにつき一日。ただし、一日未満の端数は一日とします。

三　集荷及び配達期間　集荷及び配達を行う場合にあっては、一日

2　前項の規定により引渡期間の開始の日の後、貨物の引渡しがなされたときは、これをもって運送とします。

第二節　運送の申込み及び引受け

（運送の申込み）

第六条　当店に貨物の運送を申込む者（以下「申込者」という。）は、次の事項を記載した運送申込書を提出しなければなりません。

一　申込者の氏名又は商号並びに住所及び電話番号

二　貨物の種類、数量（容積）及び重量

三　集荷及び配達又は荷渡及び引渡の場所及び期数

四　集荷及び配達又は荷渡及び引渡の年月日時

五　運送の種類別

六　運賃、料金等（第十七条第二項に規定する利用運送手数料、第三十四条に規定する積込料、第三十六条に規定する取卸料、第六十一条に規定する積込料及び第六十二条第一項に規定する取卸料をいう。）、荷物保険料用料、立替金その他の費用（以下「運賃、料金等」という。）の支払方法

七　払込期日

八　荷受人の氏名又は商号並びに住所及び電話番号

九　高価品にあっては、貨物の種類及び価額

十　第六十一条に規定する貨物の積込又は取卸しを委託するときは、その旨

十一　第六十二条第一項に規定する荷物保険を委託するときは、その旨

十二　運送保険に付けようとするときは、その旨

十三　特別事情があるときは、その内容

十四　その他の貨物の運送に関しご要望事項

2　前項によるほか、当店が標準的方法（運送約款運賃表を使用する方法その他の約款運賃の算出方法をいう。以下同じ。）による運送の申込みを受けたときは、その旨を明らかにすることが適当であると認めるときは、当該運賃表に掲載した方法を利用することができます。この場合において、申込者は、当該運賃表に掲載した方法により提供する電子的方法（当該運賃表に掲載した方法をいう。以下同じ。）を用いて運送の申込みをすること